

利根川水系における治水計画検討委員会運営要領

（目的）

第1条 本運営要領は、利根川水系における治水計画検討委員会規則（令和7年11月16日付け）（以下「委員会規則」という。）第6条に基づき、利根川水系における治水計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

（委員会の成立条件）

第2条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議事録）

第3条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（委員会の公表について）

第4条 委員会については公開とする。

（委員会資料等の公表について）

第5条 委員会に提出された資料等については、速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

（雑則）

第6条 本運営要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

（施行期日）

本運営要領は、令和7年11月16日から施行する。